

基本目標	重点目標	施策の方向性	第3回専門委員会での主な意見	修正・対応(案)	修正・対応(案)の考え方	
性別にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現	I 一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる明るいまちの実現	1 男女の個人としての尊厳の尊重と性別に基づいて起こる人権侵害の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女」という表現ではなく、「性別にかかわらず」など、ふさわしい表現の検討が必要。</li> <li>「男女平等」の修正案として、「多様な性を認める教育・学習」「性別にかかわらず個人としての平等を推進する教育・学習」はどうか。</li> <li>「多様な性」という表現が一般的にどう理解されるかわからない面もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I-1重点目標の「男女」という言葉を削除。</li> <li>I-1施策の方向性(1)の「男女平等」を「男女共同参画」に修正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等を推進する教育・学習」の具体的施策では、「男女共同参画の視点を取り入れた学習」など「男女共同参画」という表現を使用。</li> <li>また、II-4「固定的な性別役割分担の解消」の施策の方向性(1)で「男女共同参画の視点に立った」となっており、内容にふさわしい表現と全体の統一性を勘案し修正。</li> </ul>	
		2 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進(DV防止基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者の自立に向けての支援が最も重要。</li> <li>DVへの取組の中で、被害者のみならず、加害者への支援も必要ではないか。</li> <li>加害者よりも被害者への支援を優先すべきではないか。</li> <li>加害者への支援はI-2(1)「暴力の未然防止・再発防止」に含まれるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者への支援に関する調査研究の情報収集に努めるとともに、今後、事業を検討するに当たり優先順位や効果的内容などについて検討。</li> </ul>		
		3 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊孕性について理解の促進が必要。</li> <li>I-3「生涯を通じた健康支援」では、健康な妊娠・出産、III-7「仕事と生活の調和」は仕事との両立という観点で、両方あってよい。</li> <li>多様なセクシュアリティについての理解促進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I-3(1)「性と生殖の健康と権利に関する理解の促進」の具体的施策①「妊孕性」、④「性の多様性についての理解促進」に追加する方向で検討</li> </ul>		
	II 多様な意見が生かされ互いの生き方を認め合えるまちの実現	4 固定的な性別役割分担の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</li> <li>防災など女性の参画の少ない分野における対策の推進</li> <li>男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>II-4施策の方向性(2)の「防災など」という言葉を削除し、具体的施策①「防災・まちづくり分野などにおける女性の参画の拡大」とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本計画の重点を踏まえ、II-4(2)に「防災など」の言葉を追加したが、「女性の参画の少ない分野における対策」が必要なものは、防災以外にもまちづくりや理数分野などがあるため、具体的施策に併記する。</li> </ul>	
		5 国際的な取組についての理解及び協調、連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等男女共同参画に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進</li> <li>岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界の流れは「男女平等」よりも「多様な性を認める」方向に向かっている。IIの5の(1)の「男女平等」は「多様な性」という表現に修正してはどうか。</li> <li>「男女」という表現ではなく、「性別にかかわらず」など、ふさわしい表現の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>II-5施策の方向性(1)「男女平等」を「男女共同参画」に修正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I-1(1)と併せて、「男女平等」は「男女共同参画」に修正。「男女共同参画」には多様性を認め合うという理念が含まれているので、「多様な性」についての国際的な取組の啓発なども該当。</li> <li>「多様な性」について、I-3「性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援」の具体的施策に追加する方向で検討。</li> </ul>
		6 市と市民等とのパートナーシップによる協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働による男女共同参画の一層の推進</li> <li>地域活動への参画の促進</li> <li>男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実</li> </ul>			
	III 男女がともに性別にかかわらず、誰もが能力を発揮し活躍できる活力あるまちの実現(女性活躍推進計画)	7 仕事と生活の調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進</li> <li>仕事と妊娠・出産・子育てを両立するための支援策の充実</li> <li>仕事と介護を両立するための支援策の充実</li> <li>育児や介護など家庭生活への男性の参画促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「働く女性への支援」について生殖に関する知識や、働きながら子どもを産むことに関する知識の啓発を行う。</li> <li>職場におけるマタハラ、パタハラ問題への対応が必要。</li> <li>子どもをつくることに対して、苦難に陥っている人への支援を盛り込んでどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>III-7施策の方向性(2)に「妊娠・出産」を追加し、具体的施策に⑦「働く女性の妊娠・出産への支援とマタハラ等ハラスメントの防止に向けた取組の促進」を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハラスメントについては、I-1で、セクハラなど性別に基づいて起こる人権侵害について取り上げており、マタハラ、パタハラもそれに含めるという整理もできるが、仕事と妊娠・出産・子育ての両立及び男性の子育てなどへの参画促進は、仕事と生活の調和の実現と特に関連性が高いため、III-7に追加。</li> </ul>
		8 働く場における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の希望に応じた働き方や再就職への支援</li> <li>男女ともに誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進</li> <li>男女の働く場における労働者の均等な機会と待遇の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>働く女性の数を増やすだけでなく、質の良い働き方が大切。</li> <li>IIIの8(2)の「男女」は変えるべき。</li> <li>IIIに「性別にかかわらず」という言葉がなく「男女」の表現になると、第3次プランと比べ、後退することになるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>III基本目標「男女が共に」を「性別にかかわらず、誰もが」に修正。</li> <li>III-8施策の方向性(2)「男女ともに」を「誰もが」に修正。</li> <li>III-8施策の方向性(3)「男女」を「働く場における労働者」に修正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回専門委員会での意見を踏まえ、主に働く場において、性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を発揮できる社会を目指すという趣旨が伝わる表現に修正。</li> </ul>
		9 政策・方針の決定過程への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政分野における女性の参画促進</li> <li>企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の推進</li> <li>農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策決定は最終的には議会で行うので、III-9(1)「行政分野における女性の参画促進」に議会を入れた方がよいのでは。</li> <li>自治体のレベルで議員に対してポジティブアクション(積極的改善措置)ができるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本計画では、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」に政治分野を含めており、政党の自律的行動を制約するものでなく、政府として達成を目指す努力目標として衆議院・参議院の議員候補者に占める女性の割合を掲げているが、自治体としては、行政分野として、市の職員や附属機関である審議会などを対象としている。</li> </ul>	